

# 事業者規制の現状について

# 介護サービス事業者の指定手続の流れ (居宅サービス事業者の場合)

(居宅サービス事業を行う者)

居宅サービスの「種類」及び「事業所」ごとに申請を行う

都道府県知事への申請

(第70条第1項)

- ・人員基準を満たさないとき
- ・設備、運営基準を満たさないとき
- ・取消しから5年を経過していないとき
- ・申請前5年以内に不正又は著しく不当な行為をしたとき 等

指定

(第41条第1項)

指定の拒否

(第70条第2項)

事業者の責務

(第73条、第74条)

- ・法令遵守
- ・適切なサービス提供 等

定期又は随時の検査、指導等

指導・監査

(第23条、第24条、第76条)

基準に従った人員配置、適切な事業運営を行っていないとき

勧告

(第76条の2第1項)

勧告に従わないとき

命令

(第76条の2第3項)

変更の届出

(第75条)

名称、所在地の変更等

休止届・廃止届

(第75条)

事業を休止・再開、廃止するとき

- ・欠格条項に該当したとき
- ・基準に従った人員配置、適切な事業運営ができなくなったとき
- ・不正な手段により指定を受けたとき

指定の効力の停止

指定の取消し  
(第77条第1項)

更新の申請

(第70条の2第2項)

指定有効期間満了までに処分がされないときは、指定が更新される

指定の更新

(第70条の2第1項)

6年間

# 介護サービス事業者の指定

サービスを提供しようとする事業者は、サービス種類ごとに定められた指定基準を満たすものとして、事業所ごとに知事の指定を受けることが必要。

## 指定基準の考え方

介護サービス事業者が事業所の指定を受ける際に満たすべき指定基準としては次のものがある。

- ① 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
- ② 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
- ③ 運営基準（利用者への説明やサービス提供の記録等、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

指定基準は、介護サービス事業がそれぞれの目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものである。

※指定基準を定めるとき、改廃するときには、社会保障審議会への諮問が必要とされている。

## (1) 指定拒否の要件

申請者が以下のいずれかに該当するときは指定をしてはならないこととされている。(第70条第2項)

### 【指定居宅サービス事業者の場合】

- ①法人でないとき
- ②人員に関する指定基準を満たしていないとき
- ③設備、運営に関する指定基準を満たしていないとき
- ④禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ⑤介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等に処せられ、その執行を終わるまでの者であるとき
- ⑥指定取消から5年を経過しない者であるとき  
(指定取消手続中に自ら廃止した者を含む。)
- ⑦申請前5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

等

制度創設時  
からの規定

平成18年4月  
からの規定  
(新規追加)

※上記規定は、指定の更新(6年ごと)について準用する。(法第70条の2)

## (2) 指定後の介護サービス事業者に対する対応

### 【指定居宅サービス事業者の場合】

#### 【報告等】

- 都道府県知事又は市町村長は、介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときには指定を受けた介護サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、当該自治体の職員に関係者に対して質問をさせ、若しくは指定を受けた事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(介護保険法第76条)

#### 【勧告、命令等】

- 都道府県知事は、指定を受けた介護サービス事業者が遵守すべき人員基準、設備基準、運営基準に従った事業の運営をしていないと認めるときは、当該基準を遵守すべきこと勧告することができ、指定を受けた介護サービス事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を行わなかった場合は、当該事業者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(介護保険法第76条の2)

#### 【指定の取消し等】

- 都道府県知事は、要件に該当する場合においては、指定を取り消し、又は機関を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(介護保険法第77条)

## (3) 指定の更新

### 【指定居宅サービス事業者の場合】

#### 【指定の更新】

- 指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 指定の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。(介護保険法第70条の2)

# 平成18年4月施行 事業者規制の見直しの概要

## 1. 指定の欠格事由、指定の取消要件の追加

指定の欠格事由に、申請者又は法人役員（施設長含む）が以下のような事項に該当する場合は追加（更新時も同様。取消時もほぼ同じ。）

- ①指定取消から5年を経過しない者であるとき（指定取消手続中に自ら廃止した者を含む）
- ②禁錮以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ③介護保険法その他保健医療福祉に関する法律により罰金刑等を受けて、その執行を終わるまでの者であるとき
- ④5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

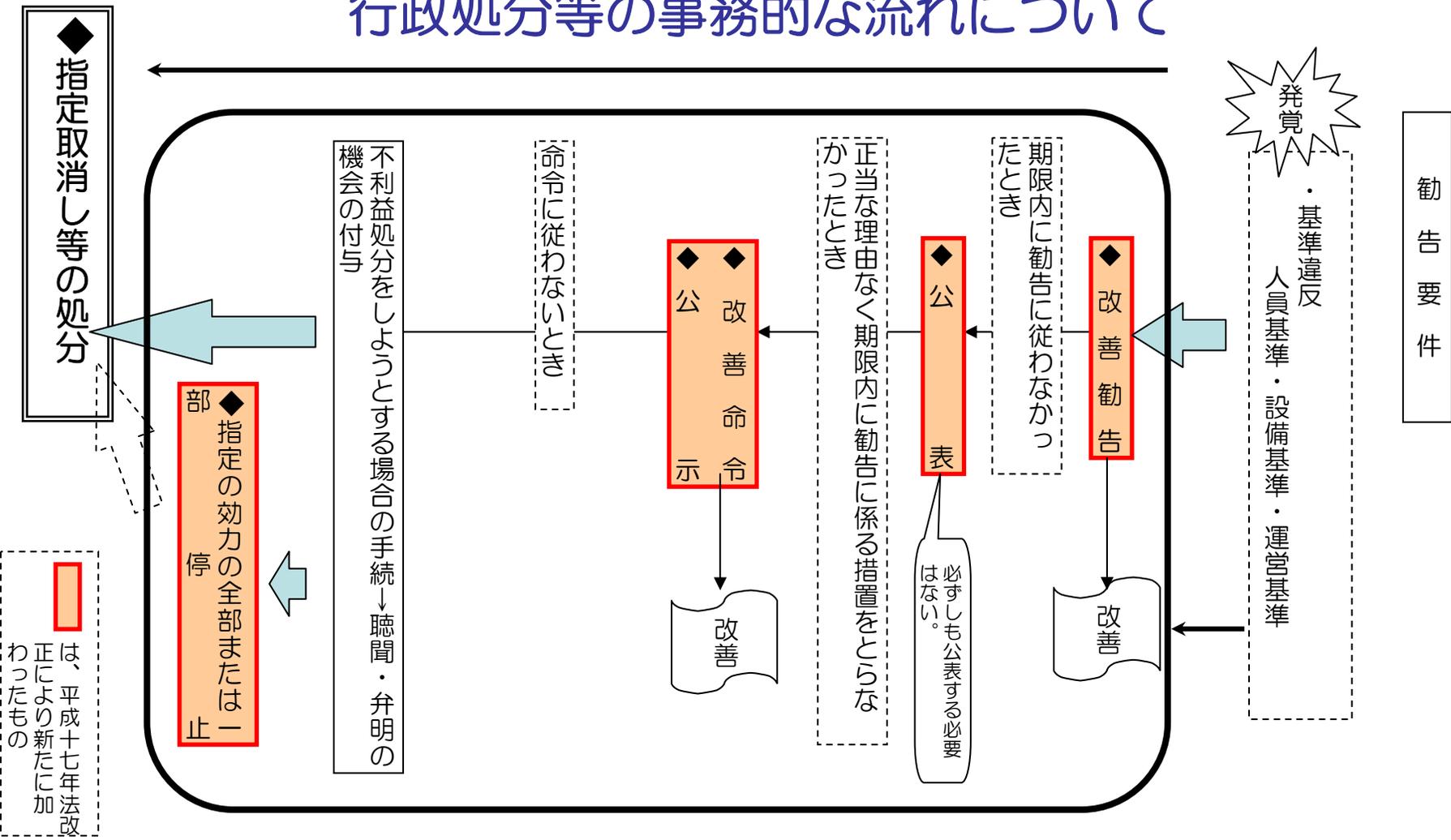
## 2. 勧告、命令等の追加

・都道府県、市町村（地域密着型サービス）が、より実態に即した指導監督や処分を行うことができるよう、事業者に対する、①業務改善勧告（従わない場合には公表できる）、②業務改善命令、③指定の効力の停止、の権限を追加する。

## 3. 指定の更新制の導入

- ・事業者の指定の効力に有効期間（6年）を設けること
- ・更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できること

# 行政処分等の事務的な流れについて



発覚

- ・基準違反
- 人員基準・設備基準・運営基準

勧告要件

◆改善勧告

改善

期限内に勧告に従わなかったとき

◆公表

必ずしも公表する必要はない。

正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかったとき

◆改善命令

改善

命令に従わないとき

不利益処分をしようとする場合の手續↓聴聞・弁明の機会の付与

◆指定の効力の全部または一部停止

◆指定取消し等の処分

は、平成十七年法改正により新たに加わったもの

介護保険法

(例 居宅サービス)

(改善勧告)  
第七十六の二条第一項  
基準を遵守するよう勧告

(公表)  
第七十六の二条第二項  
期限内に勧告に従わなかった  
場合の対応

(改善命令)  
第七十六の二条第三項  
正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときの対応

(公示)  
第七十六の二条第四項  
命令した場合の措置

(指定の取消し等)  
第七十七の九条第九項  
この法律に基づく命令若しくは処分違反したとき

# 介護サービスの指定の類型について

## ◎指定居宅サービス

### 【訪問サービス】

- 訪問介護 ○訪問入浴介護
- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

### 【通所サービス】

- 通所介護 ○通所リハビリテーション

### 【短期入所サービス等】

- 短期入所生活介護 ○短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売

## ◎指定介護予防サービス

### 【訪問サービス】

- 介護予防訪問介護 ○介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

### 【通所サービス】

- 介護予防通所介護 ○介護予防通所リハビリテーション

### 【短期入所サービス等】

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売

## ◎指定地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

## ◎指定地域密着型介護予防サービス

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

## ◎指定居宅介護支援

## ◎指定介護老人福祉施設

## ◎介護老人保健施設

## ◎指定介護療養型医療施設

## ◎指定介護予防支援

# 指定事業所のサービス種別と法人種別による内訳

【介護サービス等】

平成18年10月1日現在

	法人種別						合計
	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	
訪問介護	11,374	1,190	1,561	5,492	132	1,199	20,948
訪問入浴介護	803	18	58	1,295	23	48	2,245
訪問看護ステーション	1,024	50	2,431	505	216	1,244	5,470
通所介護	7,024	1,070	1,594	8,785	297	639	19,409
通所リハビリテーション	5	-	4,739	551	209	774	6,278
短期入所生活介護	379	21	169	5,771	282	42	6,664
短期入所療養介護	1	-	4,130	542	278	486	5,437
特定施設入居者生活介護	1,534	10	12	331	3	51	1,941
福祉用具貸与	5,379	56	128	224	4	260	6,051
特定福祉用具販売	4,944	37	58	77	2	181	5,299
居宅介護支援	9,581	819	5,829	8,448	633	2,261	27,571
介護老人福祉施設	-	-	-	5,211	498	7	5,716
介護老人保健施設	-	-	2,509	535	150	197	3,391
介護療養型医療施設	-	-	2,277	33	161	458	2,929
夜間対応型訪問介護	11	-	-	1	-	-	12
認知症対応型通所介護	541	132	270	1,443	21	77	2,484
小規模多機能型通所介護	87	25	26	41	1	7	187
認知症対応型共同生活介護	4,417	453	1,554	1,826	17	83	8,350
地域密着型特定施設入居者生活介護	15	1	1	6	-	-	23
地域密着型介護老人福祉施設	-	-	-	36	7	-	43
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	64	15	400	1,492	1,139	182	3,292
合計	47,183	3,897	27,746	42,645	4,073	8,196	113,029

(注)介護予防サービスを除く。

(平成18年介護サービス施設・事業所調査の概況)

# 指定取消等の処分があった介護保険事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

(平成12年度から平成18年度まで累計)

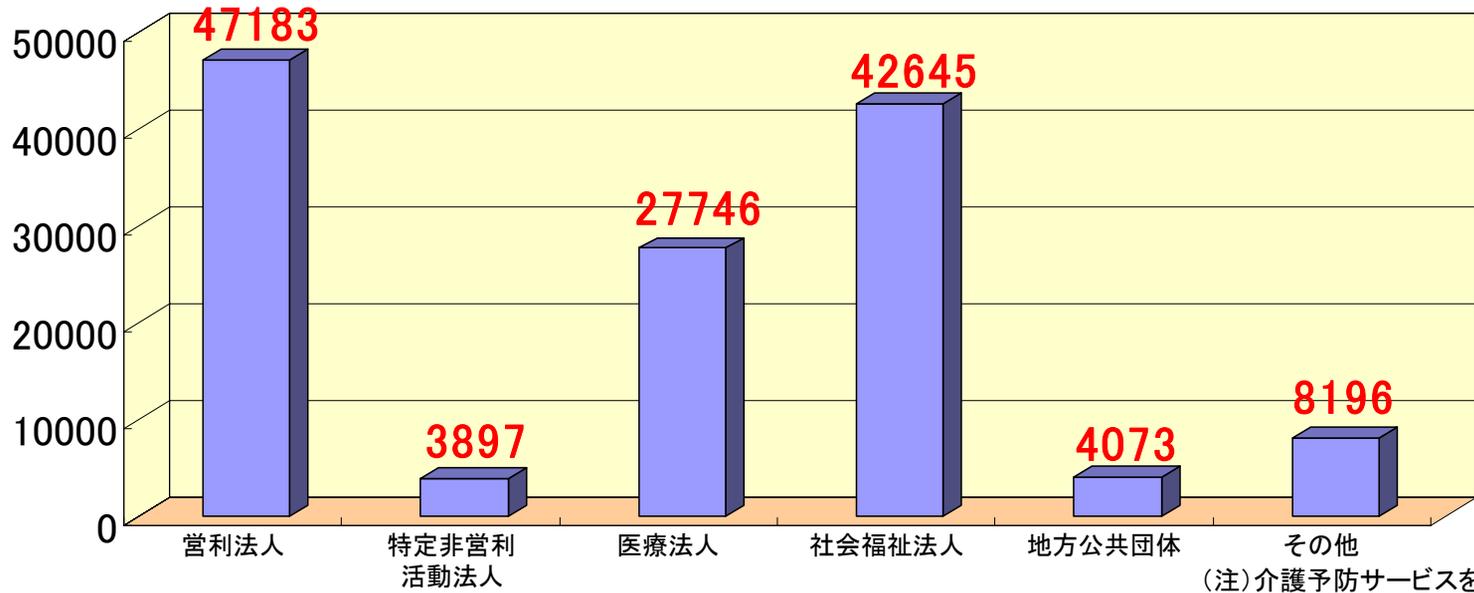
		法人種別						合計
		営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	
	訪問介護	144	16	-	6	-	1	167
	訪問入浴介護	4	1	-	-	-	-	5
	訪問看護	11	-	4	-	-	2	17
	訪問リハビリテーション	-	-	2	-	-	2	4
	居宅療養管理指導	-	-	5	-	-	4	9
	通所介護	28	5	1	-	-	4	38
	通所リハビリテーション	-	-	7	3	-	4	14
	短期入所生活介護	-	-	-	3	-	-	3
	短期入所療養介護	-	-	6	4	-	-	10
	特定施設入居者生活介護	3	-	-	1	-	-	4
	福祉用具貸与	20	-	-	-	-	-	20
	特定福祉用具販売	1	-	-	-	-	-	1
	居宅介護支援	88	18	10	14	1	-	131
	介護老人福祉施設	-	-	-	-	-	-	0
	介護老人保健施設	-	-	2	-	-	-	2
	介護療養型医療施設	-	-	18	-	3	2	23
	介護予防訪問介護	10	1	-	-	-	-	11
	介護予防訪問看護	1	-	-	-	-	-	1
	介護予防通所介護	1	-	-	-	-	-	1
	特定介護予防福祉用具販売	1	-	-	-	-	-	1
	認知症対応型共同生活介護	11	3	-	-	-	-	14
	認知症対応型通所介護	1	-	-	-	-	-	1
	介護予防認知症対応型通所介護	1	-	-	-	-	-	1
合計	325	44	55	31	4	19	478	

(注1)これまで指定取消等の処分がなかったサービスについては除外している(介護老人福祉施設を除く。)

(注2)指定取消件数のうち、平成18年度分については、速報数を集計したものである。

# 平成18年10月1日現在の事業所数（法人別）

（詳細は、P.8御参照）



# 平成19年3月までに指定取消等の処分があった事業所（法人別）

（詳細は、P.9御参照）

